

監 事 監 査 報 告 書

2026(令和 8)年 6 月 11 日

学校法人 大阪学院大学
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 大阪学院大学

監 事 (常 勤)

長 尾 芳 郎

監 事

植 木 努

私たち監事は、私立学校法（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 52 条第 1 項第 1 号及び学校法人大阪学院大学寄附行為第 29 条の規定に基づき、学校法人大阪学院大学（以下、「本法人」といいます。）の 2025(令和 7)年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第 37 条 3 号）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2. 監査の結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等（計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書）及び財産目録はその収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上